

公益法人等の金融資産収益に対する課税

吉 川 滋

はじめに

現行法人税法は、公益法人等については、限定列举の形で掲げ、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税し、その他の所得については原則非課税としている。そして、収益事業から生じた所得については、みなし寄附金の特例適用後の所得に対して軽減税率を適用している。また、公益法人等が取得する金融資産収益については、所得税は非課税である。税制調査会は、毎年、の答申に、このような現行公益法人課税のうち、次の3点を、公益法人等に共通する課税上の問題として、今後の検討事項に掲げている。

- ① 収益事業の範囲について。
- ② みなし寄附金の特例を含む軽減税率の格差に関する事項。
- ③ 金融資産収益に対する課税のあり方。

である。

筆者は、本稿において、上記③のあり方、具体的には「公益法人等が取得する金融資産収益に係る所得税の非課税規定について」検討を行った。この問題意識の出発点は、所得税・法人税の実務において、社会福祉法人、学校法人あるいは宗教法人が所有する預貯金の利息については源泉課税がなされず全額の利息が収受されていること、また、資金の運用による利益や配当についても課税がなされていないことを認知し、法

人形態が異なるだけで、何故、課税が行われないのかという素朴な疑問からであった。個人所得課税においては、公益に従事する個人と営利事業に従事する個人を区別して課税・非課税が判断されることはない。法人に対しては、法人類型を細かく分類し、公益を行う法人には原則非課税として収益事業のみに課税している。課税公平の観点からこの公益法人課税のあり方を問うことは、「公益事業を行う法人に対する非課税の取扱」に、「他の納税者の相対的負担を増大させる正当な根拠が存在するのか」、を問うことである。単に公益であるから非課税であるという理由付けでは、他の納税者を納得させるだけの根拠としては不十分であると考えられる。非課税とすることに課税公平の観点から納得できる根拠が示されなければその制度自体の正当性が失われる。金融資産収益に対する課税のあり方については、税制調査会では20数年間、毎年検討事項として掲げられてきた。それだけ、この問題が簡単に片付けられるものではないことを示している。

金融資産収益に対する課税の取扱については、公益法人等に対する取扱と認定NPO法人⁽¹⁾に対する取扱が、異なっている。このことを踏まえ、一般の非営利法人に対する課税上の原則的取扱についての先行研究をもとに、その取扱の違いに根拠があるのか、また、これまでの公益法人等に対する優遇税制の根拠とされる主張がはたして強固なものであるのかを問い、課税公平の観点から一つの結論を導きたいと考えた。

I. 公益法人等に対する現行課税制度

この章では、公益法人等に対する法人税及び所得税の課税制度全体を概観し、公益法人に特有な制度である収益事業課税・寄附金課税・金融資産収益課税の現行制度について視点を絞って解説する。第2章におけるNPO法人に対する課税制度との比較のため重要な役割を果たしてくれる。

1. 概要

1) 公益法人等に対する法人税の課税制度の特徴は、次のとおりである。

①収益事業課税…公益法人等に対しては、収益事業を営む場合に限り、収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税される（法人税法4条1項）。この収益事業課税が最大の特徴である。

②軽減税率の適用…公益法人等に対する法人税の税率は、現在「22%」（法人税法66条3項）であり、普通法人や人格のない社団等に対する税率「30%」に比較して、軽減されている。

③みなし寄付金の特例…公益法人等が収益事業から非収益事業のために支出した金額については、これを「寄付金」とみなして、収益事業の所得の20%（学校法人，準学校法人，社会福祉法人では収益事業の所得の50%と年200万円とのいずれか多い金額）を損金算入限度額とし、その範囲内で損金の額に算入できることになっている（法人税法37条5項）。すなわち、収益事業の所得を非収益事業のために使用する場合には、所得の20%ないし50%は、非課税とする制度である。

④清算所得に対する法人税の非課税・・・普通法人に対しては、解散した場合や合併した場合に生ずる清算所得に対して「清算所得に対する法人税」が課されるが、公益法人等については、解散の場合にも、清算所得に対する法人税は課税されない（法人税法7条）。

⑤中間申告の免除・・・普通法人については、その事業年度が6月を越えるときは、法人税の中間申告と中間納付が必要とされるが、公益法人等については、この規定は適用されない。

2) 公益法人等に対する所得税の課税は、次のとおりである。

①金融資産収益に係る所得税の非課税・・・公共法人等が支払を受ける利子等，配当等，給付補てん金，利息，利益，差益及び利益の分配については，所得税は課されない（所得税法11条1項）。

3) 公益法人等に対する支援税制として次の寄付金税制が用意されている。

①法人が公益法人等に寄付した場合の寄付金の損金算入制度

イ 指定寄付金の特例

法人が支出した寄付金のうちに財務大臣が個別に指定した寄付金の額がある場合には、その全額が損金として認められる（法人税法37条3項2号）。

ロ 特定公益増進法人に対する寄付金の特例

法人（公益法人等を除く）が支出した寄付金のうちに特定公益増進法人に対する寄付金がある場合には、その寄付金の額については、一般の寄付金とは別枠で、一定の損金算入限度額までの範囲内で損金の額に算入されることになっている（法人税法37条4項）。

②個人が公益法人等に寄付した場合の寄付金控除制度

居住者が、その年において、特定寄付金を支出した場合（年5,000円超）には、その者のその年分の所得金額から、一定の算式によって計算した金額を、控除する（所得税法78条1項）ことができる。

2. 収益事業課税と軽減税率

(1) 原則非課税、収益事業への課税

公益法人等については、人格のない社団等とともに、原則非課税、収益事業にのみ課税とされている。これを収益事業課税と呼んでいる。

制度の基本的な考え方と成立の経緯については、次のように語られる。「公益法人等は、公益を目的として設立され、もともと営利を目的としないものであるから、営利を目的として設立された営利法人とはその性格が本質的に異なっている。従って、公益法人等がその本来の事業活動をしていく過程で、多少の利益（剰余金）が生じたとしても、その利益が特定の個人に帰属するようなことはなく、本来の公益目的の事業資金に充てられるのであれば、これについて直ちに法人税を課税する必

要はない。

しかし、戦後の急激なインフレで財政基盤を失った公益法人等が事業資金の不足を補うため積極的に営利的な事業を行うようになり、それが、一般企業との間で競合関係を生むこととなった。また、本来は営利を目的とするものでありながら、公益法人等として認可を受け課税を免れようとする事例も出てきたため、公益法人等と一般営利企業との間の課税上の不均衡が目立つようになってきた。

このような状況のなか、中立性の確保という観点から、昭和25年のシャープ税制によって、公益法人等に対しても法人税を課税することになった。ただ、公益法人等は、本質的には公益を目的としているはずのものであるので、これについて一般の営利法人とまったく同様の課税を行うことは必ずしも適当でない。そこで、すべての所得について課税するのではなく、収益事業を営む場合に限り、その収益事業から生ずる所得に対してのみ課税し、それ以外の所得（非収益事業所得）については非課税とされた。⁽²⁾」

さて、法人税法上の「収益事業」とは、「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。」（法人税法2条（定義）1項13号）をいい、その範囲については、法人税法施行令第5条で34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む）を定めている。これらの事業は、特掲事業とよばれ、施行令及び基本通達で細かな取扱が示されている。

「収益事業」以外の要件は、「事業場を設けて営まれるもの」、「継続して営まれるもの」、「付随して行われる行為」である。

また、特掲事業であっても、身体障害者等福祉事業・母子及び寡婦福祉事業として行われる事業で、一定の要件を満たす事業については、公益性が強いことから、たとえ収益事業に該当しても、収益事業に含まれないこととされる（法人税法施行令5条2項）。一定の要件とは、身体障害者等福祉事業については、その事業に従事する身体障害者、生活扶

助を受ける者、年齢65歳以上の者等一定のものが、その事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与していることである。

また、母子及び寡婦福祉事業については、母子福祉団体が行う事業で一定の貸付に係る貸付期間内に公共的施設内で行われるものについて、この規定が適用される。

さらに、収益事業の判定については、その公益法人等が行う事業の公益性の高低ではなく、他の一般の営利企業との競合関係を考慮した判定基準になっている。そのため、基本通達15-1-1は、「公益法人等が収益事業に該当する事業を営む場合には、たとえその営む事業が当該公益法人等の本来の目的たる事業であるときであっても、その事業から生ずる所得については法人税が課されることに留意する。」として、収益事業の判定は税法上の判断で行うことを明らかにしている。

また、公益法人等が行う事業が、公益法人等が収益事業に該当する事業の全部又は一部を委託契約に基づき他の者に行わせている場合、その他一定の事情にある場合にも、その事業については、公益法人等が自ら⁽³⁾収益事業を営んでいるものとして取扱われる。

(2) 収益事業の範囲

収益事業の範囲については、図表1に掲げる34業種（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）⁽⁴⁾を掲げている。

(3) 軽減税率

法人税の税率は、普通法人に適用されるものは「30%」⁽⁵⁾であるのに対し、公益法人等に対しては「22%」⁽⁶⁾の税率が適用される。普通法人に対する税率と公益法人等に対する税率の変遷を図に示すと、次の図表2のようになる。

もともと、公益法人等に対する収益事業課税が創設されたのは、普通

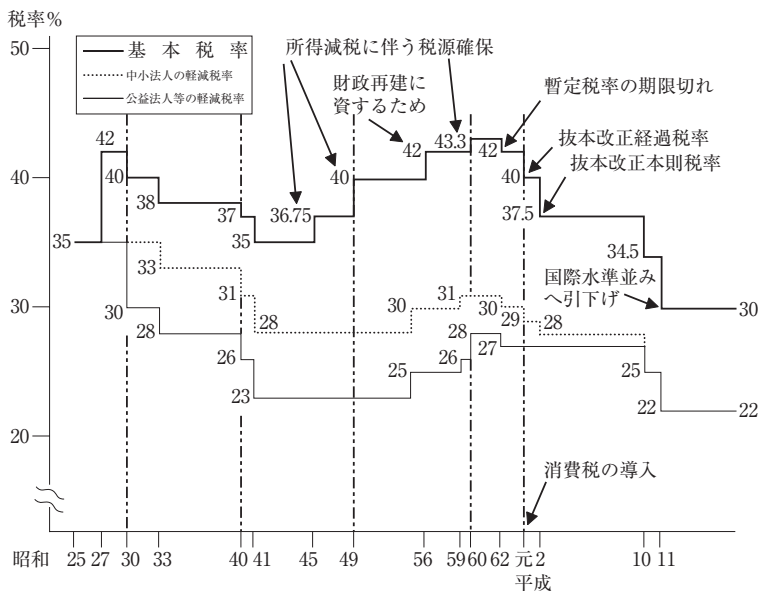
図表 1 収益事業の範囲

①	物品販売業	⑮	代理業
②	不動産販売業	⑯	仲立業
③	金銭貸付業	⑰	問屋業
④	物品貸付業	⑱	鉱業
⑤	不動産貸付業	⑲	土石採取業
⑥	製造業	⑳	浴場業
⑦	通信業	㉑	理容業
⑧	運送業	㉒	美容業
⑨	倉庫業	㉓	興行業
⑩	請負業	㉔	遊技所業
⑪	印刷業	㉕	遊覧所業
⑫	出版業	㉖	医療保険業
⑬	写真業	㉗	技芸教授業
⑭	席貸業	㉘	駐車場業
⑮	旅館業	㉙	信用保証業
⑯	料理店業その他の飲食店業	㉚	無体財産権提供業
⑰	周施業	㉛	労働者派遣業

法人や個人と競合関係にある事業について、公平性を維持し、平等な競争関係を保持しようという趣旨から制定されたものである。表からも読み取れるように、昭和25年の創設当初の税率は、35%で、普通法人と公益法人等は同等であった。しかし、普通法人の税率が引上げられるときに、公益法人等がもともと公益的な事業を目的として設立されていること、また、その利益や解散時の残余財産についても特定の個人に帰属しないこと等、の特殊性に着目して政策的に据え置かれ、その後も、普通法人の税率が上下するのに合わせ、上下してきた経緯がある。

現在は、普通法人が「30%」と公益法人等は「22%」で、その違いは、表面上、8%の差である。しかし、みなし寄付金として所得の20%の控除が認められるので、実効税率は17.6% $((100 - 20) \times 22\%)$ となる。

図表2 法人税率の推移



出所：星野次彦「日本の税制」（財経詳報社・H19年7月）p 57

実質上は、12.4%の格差が存在していることになる。⁽⁷⁾

3. 寄付金の特例

(1) 寄付金制度の概要

法人税法上、法人が「寄付金」を支出した場合には、その支出した額が一定の限度額（損金算入限度額）を超えるときは、その超える部分の金額は損金の額に算入されないことになっている（法人税法37条1項）。いいかえると、法人の支出する寄付金は、一定の限度額までは、損金として認められることになる。

税法でいう「寄付金」とは、その支出の名義の何たるかを問わず、事業に直接関係なく、任意に、しかも相手から何の対価も期待しないで行われる財産の給付、又は経済的利益の供与、すなわち「贈与」又は「無

償提供」である。法律的に贈与であっても、事業上の広告宣伝費や見本品の提供、交際費、接待費、福利厚生費とされるものについては、「寄付金」には含まれない（法人税法37条6項）。

寄付金に該当する支出については、事業上の経費としての性格は希薄であり、これを損金として認めることは、これによって減少した税額分だけ国がその寄付金の一部を肩代わりしたことになるため、一定の限度額⁽⁸⁾を設けて制限している。

上記の損金として認められる「損金算入限度額」の計算については、公益法人等については大変優遇されている。普通法人については、資本金等が所得の10倍であれば、所得の2.5%まで認められるのに対し、公益法人等は、所得の20%か50%まで損金算入が認められる制度になっている。

さらに、公益法人等特有の制度として、その収益事業に属する資産のうちから非収益事業（公益事業）のために支出した金額について、これをその収益事業にかかる寄付金の額とみなして上記の限度額計算の対象にすることが認められている（法人税法37条5項）。これが、「公益法人等のみなし寄付金の特例」と呼ばれる制度である。

現行税制は、公益法人等の公益事業を尊重し、収益事業で稼得された利益はもっぱら公益目的に使われるはずであるという立法上の善意から、みなし寄付金の規定が置かれて⁽⁹⁾いる。

（2）寄付金の損金算入限度額の計算

公益法人等の場合に適用される寄付金の損金算入限度額の計算は、次の図表3の計算式によって計算される。ここで、「学校法人等」とされるものは、学校法人及び専修学校を設置する準学校法人を指す。

公益法人等が国等に寄付した場合は、①国等に対する寄付金及び指定寄付金の特則が適用されるが、特定公益増進法人に対するものは②特定公益増進法人に対する寄付金の特則の規定は適用されない。

図表3 寄附金の損金算入限度額の計算

公益法人等の損金算入限度額		
(1) 学校法人等又は社会福祉法人		
当期の所得金額×100分の50	} いずれ か多い 金額	= 損金算入 限度額
200万円×12分の当期の月数		
(2) 公益社団・財団法人		
当期の所得金額×100分の50	} いずれ か多い 金額	= 損金算入 限度額
みなし寄附金の額のうち公益 事業に充当する部分の金額		
(3) 上記以外の公益法人等 (特定民法法人等)		
当期の所得金額×100分の20		= 損金算入 限度額
普通法人の損金算入限度額		
資本等の金額×当期の月数/12×2.5/1000 ……A		
当期の所得金額×100分の2.5 ……B		
(A + B) × 1 / 2 = 損金算入限度額		
人格のない社団等の損金算入限度額		
当期の所得金額×100分の2.5 = 損金算入限度額		

4. 金融資産収益に係る所得税の非課税

(1) 公益法人等に対する金融資産収益に係る所得税の非課税

所得税の納税義務者は、基本的には個人である。しかし、法人や人格のない社団等が、国内において利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金（以下「利子・配当等」という。）の支払を受けるときは、その支払われる所得について所得税が課せられ、所得税の納税義務者となる。⁽¹⁰⁾ これらの所得は、すべて源泉徴収義務のある所得で、内国法人（人格のない社団等を含む。）に対し、国内において利子・配当等の支払をする者は、その支払の際、その利子・配当等について所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。⁽¹¹⁾ このように、所得税法が源泉徴収の対象とする所得で、個人・法人の別なく支払われるものについては、受給者

が法人の場合にも源泉徴収の対象としている⁽¹²⁾。

支払を受けた利子・配当等の額は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入され法人税の課税標準を構成する。一方、源泉徴収された所得税の額は、法人税の前払いとして、申告の際、法人税の額から控除され又は還付され⁽¹³⁾、精算される。

さて、法人税法上の公益法人等は、すべて所得税法上の公共法人等⁽¹⁴⁾に含められ、公共法人等が支払を受ける利子・配当等については、所得税を課さないこと⁽¹⁵⁾となっている。したがって、利子・配当等の支払者において源泉徴収されることもない。これが金融資産収益にかかる所得税の非課税規定である。

(2) 公益法人等と人格のない社団等に対する源泉徴収の現状

ところで、法人税法上の公益法人等及び人格のない社団等は、前述のとおり、収益事業課税がなされており、収益事業から生じた所得にのみ法人税が課される。源泉徴収制度が、法人に対する所得税の前払いであるという考え方を徹底すると、収益事業部門に帰属する利子・配当等については、源泉徴収が必要ということになる。このことは、源泉徴収義務者、すなわち、たとえば預金利子を支払う銀行において、その支払のつど、その帰属を確認して源泉徴収の要否を判断することを意味する。税制は、このような技術的に煩雑な制度さけ、源泉徴収の義務が発生しないように、人的非課税として、公共法人等に対して支払われる利子・配当等については、所得税を課さないこと⁽¹⁶⁾としている。しかし、同じ収益事業課税がされる NPO 法人や人格のない社団等に対しては、支払われる利子・配当等について、収益事業部門に帰属するものであるか否かを問わず、すべて源泉徴収の対象とされる。これは、オール・オア・ナッシングの建前であり、理論的なものではない。その結果、公益法人等の収益事業部門に帰属する利子・配当等については、源泉徴収による所得税の前払いはなく、収益事業課税の一環として、申告納税の方法で

法人税が課税されることになる。また、NPO 法人等については、受取った利子・配当等に対する源泉徴収税額は、それが収益事業部門に属するときは法人税の前納として、申告の際、控除されるが、収益事業部門に帰属さないときはそのままファイナルの課税となる。

このように、公益法人等に対して源泉徴収を行わないのは、単に徴税上の技術的問題にすぎないが、NPO 法人等については、その源泉所得税は単なる法人税の前納にとどまらず、源泉所得税そのものとして実質的な負担を求める面がある。この点、NPO 法人等は、経済活動の実態からいって、法人税を課するのは収益事業に限定するものの、公益法人等のように公に公益性が認められた存在でもないの、その受取る利子・配当等の収益に対しては、収益事業に属さないときでも、源泉所得税程度の負担は、課してよいとする考え方がとられているものといえる。

II. NPO 法人に対する現行課税制度

1. NPO 法人の意義と現状

(1) NPO 法人の意義

NPO 法人とは、1998年（H 10年）12月1日に施行されたNPO 法により設立され、法人格が認められた特定非営利活動法人を意味し、最狭義のNPO を指している⁽¹⁷⁾。NPO 法における、NPO 法人の定義は、「特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、一定の要件に該当する団体であって、主たる事務所が所在する都道府県知事又は内閣総理大臣の認証を受けて設立された法人をいう⁽¹⁹⁾」こととされている。

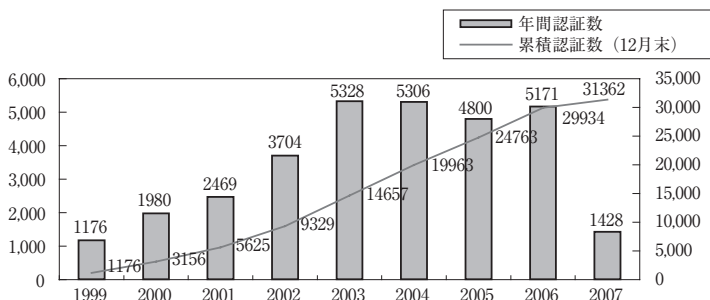
「特定非営利活動⁽²⁰⁾」とは、別表に掲げる17項目の活動で、不特定多数のもの⁽²¹⁾の利益の増進に寄与することを目的とするものとしている。

(2) NPO 法人の現状

内閣府の HP のデータを見ると、2007年4月30日現在の NPO 法人の累積認証数は、内閣府と都道府県の認証をあわせ、31,362団体となっている。そのうち、2,490法人が内閣府の認証法人である。図表4の通り、累積認証数は年々増加しているが、年間の認証数は、2003年から5,000件前後で推移している。累積数は、2006年末には、旧民法34条の公益法人数を超え、設立速度が速いことがわかる。

解散団体数は、2007年4月末時点で384件、うち66件が、認証取消しとなっている。認証取消しとは、特定非営利活動を全く行っておらず、改善命令に違反したため設立認証を取消したもの、3年以上にわたって事業報告書を一切提出していないことなどを理由に設立認証を取消したものである。

図表4 NPO 法人数の推移



2007年は4月30日現在の数：(内閣府国民生活局) 国民生活審議会総合企画部会報告H196資料
2006年度までの出所：「NPO白書 2007」山内直人・田中敬文・河井孝仁（大阪大学、2007.3）

2. NPO 法人に対する現行課税制度

(1) NPO 法人に対する課税上の取扱

①NPO 法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、法人税法上の公益法人等とみなすことになっている⁽²³⁾。しかし、寄付金の規定では公益法人等から除かれ⁽²⁴⁾、法人税の税率の適用では⁽²⁵⁾

普通法人に含められている。そのため、法人税法上区分された5つの法人のうち人格のない社団等と同様の取扱がされることになった。

②NPO 法人には、公益法人等として、収益事業を営む場合にその収益事業から生じた所得についてのみ課税され、原則非課税、収益事業のみ課税という優遇措置が採用されている。これは、人格のない社団等も収益事業課税が適用されており、もともと任意団体で活動し、収益事業にのみ課税されていたものが、NPO 法人という法人格を取得しただけで、活動内容に変化がないのにすべての所得に課税されるのでは不合理を生じるため、法人格取得前と取得後に取扱の違いが生じないようにしたものと考えられる。任意団体が法人格取得後課税されるようになったという声を聞くが、任意団体のときは、単に、自ら申告しなかったため、税務署がそこまで把握できていなかったためである。

法人税法で定義する「収益事業」とNPO 法でいう「特定非営利活動に係る事業（本来事業）」⁽²⁶⁾の関係は、図表5に示すとおりである。

また、収益事業の所得に対する法人税の税率は、普通法人と同じ30%であり、所得のうち800万円以下の金額までは軽減税率22%が適用される。

③NPO 法人には、公益法人等の「みなし寄付金の特例」は適用されない。支出した寄付金については、人格のない社団等と同じく、所得の2.5%で損金算入が認められるに過ぎない。

④NPO 法人は、課税上は人格のない社団等と同等に扱われるが、収支計算書の提出については本来の公益法人等とみなされ、年間の収入

図表5 NPO 法人が行う事業に対する課税関係

		NPO 法上の事業	
		本来事業	その他の事業
法人税法上の事業	収益事業	課税	課税
	その他の事業	非課税	非課税

が8,000万円以上であれば提出義務を負うことになる⁽²⁷⁾。

⑤金融資産収益に対する課税については、人格のない社団等と同じように、非課税規定はない。そのため、利子・配当等について、支払を受ける際、所得税が源泉徴収される。

3. 認定 NPO 法人に対する現行課税制度

(1) 認定 NPO 法人の意義と現状

①認定 NPO 法人の意義

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたもの⁽²⁸⁾とされる。ただし、認定の有効期限が終了したものは除かれる。認定の有効期限は、国税庁長官の定める日から2年間（平成20年度改正で5年間に延長）である。有効期間中であっても、認定 NPO 法人が要件を満たさなくなったり、提出した書類に虚偽の記載があった場合には、認定が取り消され、認定の効力を失う。認定された NPO 法人は、国税庁長官によって官報にその名称、事務所の所在地、代表者の氏名、認定の有効期間が公示される。

平成19年11月30日現在の認定有効期間内にある認定 NPO 法人の数は、74法人である。認定数は、NPO 法人全体の数から考えると僅かに0.2%である。

②認定基準

NPO 法人が認定 NPO 法人になるための一定の要件には、①パブリック・サポート・テスト (PST)、②共益団体の排除、③運営組織及び経理の適正性、④事業活動の適正性（イ～への要件）、⑤情報公開、⑥不正な行為の禁止、⑦設立後1年超経過、⑧所轄庁の証明、の8つの要件を満たさなくてはならない。

そして、①、②、④のハ・ニの要件は、実績判定期間において満たす必要があり、③、④のイ・ロ、⑤（初めて認定を受ける場合には必要な

い。)、⑥の要件は、実績判定期間内の各事業年度だけでなくその後も満たす必要がある。

また、④のホ、への要件は、認定時に満たしている必要があるため、申請する際又は申請後認定を受けるまでの間にこれらの事実が生じた場合には、必要な書類を国税庁長官に提出しなければならない。

認定後、要件を満たさなくなった場合には、認定は取消される。

(2) 認定 NPO 法人に対する課税制度

①認定 NPO 法人には、原則、NPO 法人と同様の課税制度が適用される。

②優遇措置として、認定 NPO 法人には、公益法人等と同様の「みなし寄付金の特例」制度が適用される。したがって、認定 NPO 法人には、一般寄付金のうち所得の20%まで損金算入が認められるとともに、収益事業に属する資産のうちから非収益事業（公益事業）のために支出した金額について、これをその収益事業にかかる寄付金の額とみなして20%⁽³⁰⁾まで限度額計算の対象にすることが認められることとなった。これが認定 NPO 法人の大きな特徴である。

③認定 NPO 法人も NPO 法人同様、収支計算書の提出については、年間収入が8,000万円以上であれば提出義務を負うことになる。

④金融資産収益に対する課税については、認定 NPO 法人といえども公益法人等と同様の取扱とならず、非課税規定は適用されない。当然、利子・配当等の支払を受ける際に、所得税が源泉徴収される。

(3) 法人類型別の課税上の取扱

法人税法上の法人類型に NPO 法人と中間法人を加えた主な課税上の取扱いについて、一覧表にまとめてみると、図表6のようになる。

金融資産収益に対する課税の取扱が公益法人等に対するものと認定 NPO 法人に対するもので異なっていることを指摘する。

公益法人等の金融資産収益に対する課税

図表 6 法人税法上の課税の取扱

項目	公共法人	公益法人等(特定民法法人、学校法人、社会福祉法人等)	公益社団・財団法人	特定非営利活動法人(NPO法人)	協同組合等	人格のない社団等・非営利型法人(注2)	普通法人(注3)	中間法人
課税対象	なし	収益事業(34業種)により生じた所得に限り課税	収益事業(34業種)により生じた所得に限り課税	収益事業(34業種)により生じた所得に限り課税	すべての所得に対して課税	収益事業(34業種)により生じた所得に限り課税	すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税
法人税率	—	22%	30% (所得800万円まで22%)	30% (所得800万円まで22%)	22%	30% (所得800万円まで22%)	30% (中小法人は所得800万円まで22%)	30% (所得800万円まで22%)
寄付金枠当該法人が寄付をした場合の損金算入限度額	—	所得金額の20% 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人は所得の50%又は年200万円のいずれか多い金額	次の多い金額 所得の50%とみなし寄附金の内公益事業に充当する部分の金額	所得金額の2.5% 認定NPO法人は所得金額の20%	(資本等の金額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/2	所得金額の2.5%	(資本等の金額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/2	所得金額の2.5%
	みなし寄附	—	収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄附金とみなす	認定NPO法人は公益法人等と同じ	—	—	—	—
金融資産収益(注1)	法人税	非課税	収益事業部門から生じるもののみ課税	収益事業部門から生じるもののみ課税	課税	収益事業部門から生じるもののみ課税	課税	課税
	所得税(源泉徴収)	非課税(なし)	非課税(なし)	課税(あり)	課税(あり)	課税(あり)	課税(あり)	課税(あり)

(注1) 法人税の課税対象となる利子・配当金の金融資産収益については、所得税額控除又は所得税額の還付金の規定の適用あり
(注2) 非営利型法人とは一般社団・財団法人の内、イ利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人、ロ受入れの会費により会員に共通する利益を図るための事業を行う法人で一定の法人をいう。
(注3) 非営利型法人以外の一般社団財団法人を含む。
(出所) 税制調査会 H17.4.15資料から抜粋平成20年度改正を含め加筆

Ⅲ. 非営利法人の所得課税についての先行研究

この章では、非営利法人課税に対する原則的取扱について、まとまった知見を提供している藤谷氏の論文⁽³¹⁾をとりあげた。非営利法人課税の理論的な枠組みを構築し、非営利法人に対する免税の本質に迫った藤谷氏の知見を紹介しつつ検討を加えた。

1. 非営利法人課税の出発点

藤谷氏は、所得課税のスタンスについて「租税法は、実体法研究にとどまらず、納税者集団相互間の利害の調整を図るための道具として、租税負担の公平を理論的に探求してきた⁽³²⁾。したがって、非営利活動に対する所得課税の原則の適用は、非営利法人の課税のあり方が公平にどうか、すなわち『非課税が他の納税者の相対的負担を増大させることを正当化できるか』という次元の問題として捉えるべき。」としている。

さらに、「所得課税の原則の理論的探求が伝統的に出発点としてきたのが、『一定期間内における個人のあらゆる経済力の純増加』を所得と捉える包括的所得概念である。この包括的所得概念は、課税によって富の偏在の是正を行うことがより重要な租税政策上の価値である、という価値選択に沿って構成された道具概念であるが、課税によって、経済的自由の領域と分配の正義の領域のバランスを誤ると、自由社会の秩序を破壊したり、格差が拡大して社会不安を生じさせるので、所得課税の任務は、自由な経済社会が実質的に維持されるために必要な程度の所得再分配にある。この必要な再分配の程度については、民主的政治過程に委ねるとしても、立法者の恣意性を制約する原理が必要となる。この機能を包括的所得概念は負わされている。このような脈絡で包括的所得概念を理解すると『所得』の本質は、『効用』ではなく、『経済財への支配権の増加』であると理解される。そして、所得課税の関心事は、効用水準に応じた課税ではなく、経済財への支配権の増加（自由な経済社会における影響力の増加）に応じた課税であり、再分配である。それゆえに、源泉・使途を問わずあらゆる経済力の増加を包括的に所得と把握するのである。」として所得課税における包括的所得概念の役割を明らかにした上で、経済財への支配権の獲得と行使の視点から非営利活動を考えることが適当であるとした。それによると、「非営利活動の特徴は、①私人の自発的関与、②私人の自由な活動目的の選定（受益者の選定）、③

私人による物的・人的資源の投入（寄付，ボランティア），④非営利活動からの利益分配の禁止が挙げられる。」とし、

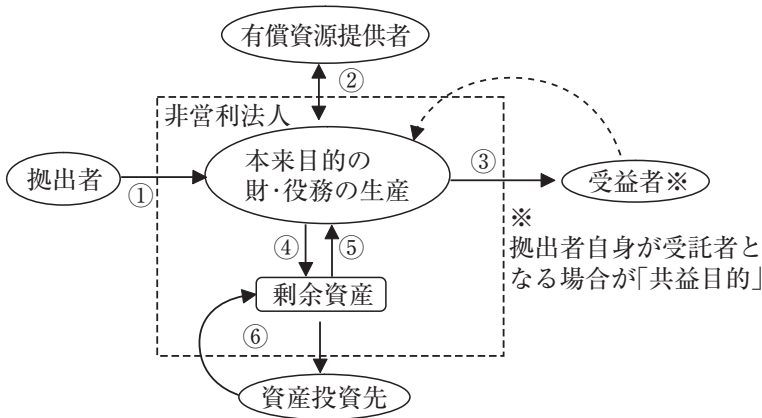
「これらの特徴を踏まえ、『経済財への支配権の獲得と行使』の視点から、個人による非営利活動は、『私人が、自らの支配する経済的資源を、自らが選ぶ目的（経済的利得目的以外）に拠出し、最終的にはその目的の遂行にその資源を費消させる』プロセスとして把握される。さらに言えば、拠出者は、自らの資源提供によって自らが価値を認める特定の消費活動を他者に行わせることが可能となることを期待するからこそ、無償で物的・人的資源を提供するのだから、非営利活動とは、『拠出者が受益者に拠出者の望む消費を行わせること』であり、拠出者が受益者を通じて行う『利他的消費』⁽³³⁾として理解できる。いずれにしても、この支出は、影響力を行使する権利が拠出者側にあるため受益者の所得ではなく、拠出者側の所得と考えられる。このように、非営利活動は、私人の経済財に対する支配権行使の一形態であるから、私人の所得から控除される項目とはならない。つまり拠出者で課税される所得である。」としている。

2. 非営利法人課税の原則

(1) 非営利法人の機能

藤谷氏によれば、「非営利法人の活動を上記のように理解すると、その活動は、活動目的・態様の多様性にかかわらず、図表7に示すような関係で行うものとして捉えられる。」とし、「①拠出者から経済的資源の無償の提供を受け、②有償の資源提供と①とを合わせて非営利活動目的の財・役務を生産し（有償提供者には適切な対価を支払う）、③受益者に無償ないし有償で財・役務を提供するだけでなく④自己の名で剰余資産（内部留保）を所有し、⑤必要に応じて本来目的事業に内部補助を行うとともに⑥収益事業資産ないし金融資産に投資して剰余資産の運用を行う。」

図表7 非営利法人の活動



図表7中①～③の流れは、共同消費ないし利他的消費としての非営利活動であり、他方、④～⑥の流れは、権利義務の帰属主体としての非営利法人の活動である。」と説明する。

(2) 非営利法人課税の原則的取扱

そして、図表7に説明した活動から、非営利法人に対する課税のあり方について、次のようにまとめている。

「イ①～③までの活動に対する課税上の捉え方

非営利法人を拠出者の消費活動の手段と考えると、拠出①は拠出者の所得を変化させず、受取法人の所得にもならない。一課税年度内に①～③がすべて行われ活動が終了するならば課税問題は生じない。たとえ、受益者が対価を支払う場合でも、『受益の価値』③と『対価支払額』との差額は、『拠出の価値』①に等しいはずであり、拠出者の所得は増加しない。

ロ④～⑥までの活動に対する課税上の捉え方

次に、非営利法人に留保される剰余資産の発生と増加については、その発生と増加の原因によって区分する。

- i 抛出①で、その課税事業年度中に消費されなかった部分は、既に抛出者の課税所得に含まれており、非営利法人で再び課税される必要はない。
- ii 受益者との取引③からの収益、収益事業・金融投資からの収益については、抛出者がその非営利法人を用いて消費活動に利用することができる経済的資源の増加を意味するから、原則として課税されるべきである。

ii が課税される理由

非営利法人の財産は私法上『所有者なき財産』であるが、理事の信認義務のもと、抛出者指定の法人目的に留保されている。非営利法人に追加的に帰属する財産は、利益分配として抛出者に帰属することはないが、抛出者の意思に沿って管理され費消されるのであり、抛出者課税の論理があてはまると考えられる。」

以上のように、抛出者課税の論理からすれば、非営利法人において生じた受益者との取引③からの収益、収益事業・金融投資からの収益については原則的には課税されるべきことを明らかにした。

3. 公益性を有する非営利法人に対する税制優遇の本質

(1) 非営利法人に対する減免の根拠

さらに、藤谷氏は非営利法人に対する減免について明らかにする。

「非営利法人課税の原則に照らすと、『原則課税』論の課税範囲は広すぎ、『原則非課税』論では、その根拠を失う。したがって、公益法人等に対する税制優遇は、非営利法人の『公益性』を評価する政策的判断に基づく免税としてしか捉えられない。つまり、非営利法人の課税を抛出者の消費活動に対する課税と捉えると、非営利法人の課税に対する減免は、消費活動に対する課税を減免する根拠、すなわち、公益性によって正当化されねばならないからであ

る。したがって、消費活動に公益性があり、その量的・質的拡大に対して減免がされることになる。

現行の公益法人課税は、金融資産を含む所得一般を課税から免除し、収益事業所得のみを軽減税率で課税する所得の源泉に着目した方式で、優遇制度を与えている。この方式は、不公正競争の防止という観点からは正当化されるが、収益事業の所得がすべて公益活動に支出され、収益事業に再投資されない場合は、収益事業所得が非課税であっても非営利法人の事業に不当な競争上の利益を与えると考えにくい。逆に、非課税の金融所得等が収益事業に投入される場合には、課税前の所得による投資となって、競争上不均衡を生じる。同様に、寄付控除を受ける寄附金についても、⁽³⁴⁾ 拠出者の課税前所得であるから、不均衡の問題を生じさせる。

したがって、消費活動に対する課税の減免と考えた場合、使途に着目した制度設計をする方が合理的である。たとえば、非営利法人の全所得を課税所得に含めた上で、促進すべき使途すなわち公益活動に対する支出は即時償却を認める課税方法がある。この方法では、公益活動の促進と租税利益の付与が直接対応する。財政逼迫法人が収益事業の所得を公益活動に内部補助している場合には課税されず、反対に、公益活動を行わないで内部留保に励む法人には課税がなされることとなり、実質的に妥当な結果となる。」

と述べ、非営利法人の課税に対する減免は、消費活動に対する課税を減免する根拠、すなわち、公益性によって正当化されねばならない、と指摘し、非営利法人に対する課税は、所得の源泉に着目するより使途に着目した課税方法を取るほうが、合理性があることを明らかにした。

(2) 税制優遇の本質

金融資産収益の課税にかかわる内部留保の取扱に関する考え方を税制優遇の本質から要約する。

『所得の用途に着目する制度』の下では、内部留保の増加について課税がされることになる。これに対し、『非営利法人の内部留保はいずれ公益目的に支出されるのであり、内部留保への課税は税制優遇による公益活動促進の目的を損なう。』という反論が予測される。税制優遇の本質からこれについて考えると次のように説明できる。

イ 用途が公益活動である支出に対する免税の本質

包括的所得課税は、私人の『経済財の支配権』の一部を強制的に国家に移転し、徴収された租税は民主的政治過程（議会）によってその用途が決定される。したがって、包括的所得課税の有無は『ある経済財の用途を決定する権限を、私人と民主的議会のいずれに配分するか』にかかわる問題である。非営利法人課税制度においては、議会は福祉・教育など一定の公益活動の類型を設定し、私人が公益活動の個別具体的内容を決定する。公益活動に用いられる経済財について課税を免除することは、免除された経済財の用途の決定権限を私人に授権することを意味する。議会によるこの授権は、具体的な公益活動の内容の決定については、私人のほうが優れた情報を持つ判断者であるという考え方に立つ。

ロ 内部留保の免税の本質

内部留保が行われる課税年度には、免税による税収が減少するが、それに対応する公益活動の支出は存在しない。したがって、免税の根拠を公益活動の促進に求めるのであれば、合理的な期間内の支出計画に沿って内部留保が行われる場合を除き、内部留保一般を無条件に免税とする根拠は考えにくい。

『用途が公益活動である支出に対する免税』が『公益活動の内容の決定権限を私人に授権するもの』であるのに対し、

『内部留保の免税』は『公益活動支出の時期について私人の自由裁量に委ねるもの』である。

この点、補助金交付に際し、補助金の使途の細目について私人の裁量に委ねることはあっても、支出時期を無制限にすることはありえない。支出時期の裁量を認めることは、議会による財政統制が及ばなくなるからである。行政委託型公益法人の内部留保が、本来であれば国庫に帰属し予算過程に繰入れられるところを、所管官庁の支配下に滞留する『隠し予算』として機能することを考えると、問題の大きさが理解できる。

そのため、内部留保に対する免税を認めるためには非営利法人の団体財産の拡大自体を肯定する理由付けが必要となる。」

として、使途が公益活動である支出に対する免税の本質と内部留保の免税に対する本質の相違を明らかにし、内部留保の免税に対しては民主的政治過程を越える正当性を必要とするとした。

(3) 金融資産収益に対する課税のあり方についての検討

以上のように、非営利法人課税の理論的な枠組みからは、その原則的取扱は、非営利活動を拠出者が受益者を通じて行う利他的消費として捉え、拠出者課税の論理から、非営利法人が拠出者の消費活動の手段である取引については課税されず、権利義務者として行った受益者との間に生じた収益、収益事業・金融投資からの収益については原則的には課税されことになる。また、公益性を有する非営利法人に対する税制優遇の本質は、使途が公益活動である支出に対する免税と内部留保の免税は本質的な違いを有しており、内部留保の免税には議会による財政統制を超える正当性が要求されることが明らかにされた。

藤谷氏は、上記のように、非営利法人の内部留保は、原則的に課税されるべきものであることを明らかにした。しかし、公益法人等が取得する金融資産収益に対する非課税規定の是非については論じていない。さらに、使途が公益活動である支出に対する免税の本質と内部留保の免税の本質の違いを明確にしたが、内部留保に対する免税に関して具体的な

見解が出されているわけではない。

筆者としては、①非課税の金融所得等が収益事業に投入される場合には、課税前の所得による投資となって、競争上不均衡を生じること、さらに、②内部留保の免税は、公益活動に対する支出の時期について私人の自由裁量に委ねるものであり、この点、支出時期の裁量を認めることは、議会による財政統制が及ばなくなることを意味することから、公益法人等が取得する金融資産収益に対する所得税の非課税規定は、非課税の根拠を持っていないことを主張したい。免税の本質の違いが明らかとなったことで、内部留保の免税は公平性を欠くこと、さらに、民主的議会の統制を放棄することにもつながることが明らかになった。税制優遇の本質が「公益活動の内容の決定権限を私人に授権するもの」と理解するとすれば、内部留保に対する免税を安易に認めることはできないと考えるのである。

Ⅳ. 公益法人等に対する課税のあり方についての考察

1. 税制調査会の提言に関する考察

税制調査会において、数次にわたり検討項目として掲げられてきた3つの検討事項について、具体的にはどのような問題が指摘されているのか、筆者が考える問題意識について検討を試みる。

①収益事業の範囲について

この点については、次の4つ点が主に指摘されている。

イ 「課税すべき収益事業が網羅されていない。本来課税すべきでないものが形式的に掲げられているため非合理的な課税が行われている。

(堀田力氏)」

ロ 「2000年から開始された介護保険事業のうち、医療保険業（収益事業）に該当する人的介護サービスを社会福祉法人が行った場合は非課

税、民法の公益法人が行った場合は軽減税率が適用され、NPO 法人が行った場合は営利法人と同様の30%の税率が適用される。法人類型によって、課税の取扱が違うのは、課税の公平さからは問題である。

(雨宮孝子氏)⁽³⁵⁾

ハ 「『30技芸教授業』において、生花や茶道の教室は具体的に規定され課税されているが、近年増加してきたパソコンや語学教室については、具体的な規定がないことから、これに該当しないとして現在課税されていない。⁽³⁶⁾ (知原信良氏)」

ニ 「列挙する収益事業の追加が、社会経済の変化の実態に追いつかないのが実情であり、昭和59年(1984)以降、改正・追加は行われていない。(知原信良氏)」

ここに掲げた実務上の4つの問題点について考察する。

イの「課税すべき収益事業が網羅されていない」という主張は、ハのパソコンや語学教室、グッドウィル事件などで問題となった労働派遣業など、一般には営利事業として認識されている事業が、収益事業として掲げられていないという意味だけではない。主務官庁が行政補完型公益法人に委託・依頼した業務は、事実上収益事業であっても解釈上、収益事業に該当しない扱いになっているという意味も込められている。純粹の民間公益法人等には、法律や基本通達が形式的に適用され、収益事業に該当するものは、公益事業として実施しているものまで課税されている。

ロの「法人類型によって、課税の取扱が違うのは、課税の公平さからは問題である」という主張は、これから「民が担う公共」の掛け声の下、いろいろな分野が民営化されるに伴い、広いところで発生する問題である。実務上、いろいろ例を挙げることができる。⁽³⁷⁾ 母親のグループが、東京の福祉サービスの会社に研修にいき、その後、地方に合うように改良・工夫を加えて会社形態で子育て支援や介護活動している例をとりあげてみよう。社会福祉法人が提供するどのサービスより、質の高いサー

ビスを提供したとしても、会社であれば、普通法人の30%の税率が適用され、社会福祉法人はすべて非課税となる。提供されるサービスに違いがないとすれば、このように課税の違いが出てくるのは課税公平の観点からは問題だと考える。

ハに掲げられたようなパソコンや語学教室又は介護者の派遣等については、ニの社会経済の変化の実態に追いついていないという指摘がよくあてはまる。この問題について、課税庁は、昭和59年から20年、放置していたことになる。

このように収益事業課税の複数の領域で、ほころびが生じていることは明らかである。また、市民の視点からは、既得権のあるところにはあまり手が触れられずにそのままになっているという指摘もある。公平の概念に基づく収益事業課税の再整理あるいは収益事業課税そのもののあり方の問い直しが求められている。

②軽減税率の格差問題

この問題は、表面上は、収益事業課税に係る軽減税率22%が、競合する普通法人に対する税率30%より低いことによる不公平であると理解される。しかし、公益法人等の収益事業から生じた所得は、みなし寄附金の特例を受けた後の所得（所得の8割）に対する軽減税率の適用であるから、22%ではなく、実質は17.6%の軽減税率となっている。収益事業から生じた所得は、いずれ公益目的に消費されるから、軽減されても不公平ではないと主張されるが、この主張に正当性はあるのか。たとえば、収益事業から生じた所得が、すべてみなし寄附金の特例規定により非収益事業部門の金融資産として所有され、その金融資産が、いずれ公益目的に消費されるといわれながら何年にもわたって運用された場合、これは、単に軽減税率適用だけの問題にとどまらない。なぜなら、公益法人等の収益事業から生じた所得は、17.6%の軽減税率が適用されたあと、さらに金融資産収益として非課税規定が適用されるからである。この金融資産もいずれ公益目的に消費されるといわれ、課税されないまま

金融資産が運用され、10年先20年先まで消費されずに役員報酬や給与に当てられることがあれば、配当が禁止されていても実質的には利益の分配が行われたことになる。このように収益事業からの所得が繰返し資産として運用されることになると、一般の法人や個人、認定NPO法人（NPO法人を含む）との間に大きな不公平を生じさせる。いずれ公益目的に消費されるという理由は、課税の公平の観点からは、納得のいく根拠にはならないと考える。このように収益事業に対する軽減税率の問題は、金融資産収益に対する課税問題と重なりより複雑にしていることが分かる。

③金融資産収益に対する課税問題

金融資産収益に対する課税には、法人形態によって大きな違いが存在する。

イ 公益法人等が取得する金融資産収益については所得税の非課税規定が適用されているが、認定NPO法人に対しては、非課税規定は適用されないため、源泉徴収され、収益事業を営まない場合は、その源泉徴収された金額が最終の税額となっている。

ロ 人格のない社団等に対しても、NPO法人と同様非課税規定の適用がないため、源泉徴収されている。

以上のように、公益法人等には所得税の非課税規定の適用があるが、高い公益性が求められる認定NPO法人には、所得税の非課税規定は適用されないという、制度上の、大きな違いが存在する。今後、認定NPO法人が増加するにしたがって、この非課税規定の要望が強くなると考えられるが、上記②で検討したように非課税で運用が繰返されると、一般の法人や、個人所得税との課税公平の観点からは、認められる制度であるとはいいがたい。

2. 公益法人等に対する優遇税制の正当性

現行、公益法人等について、優遇税制が適用されることに、正当性は

あるのか。非課税の根拠について、次に検討してみたい。

(1) 原則非課税が正当である根拠

①伝統的非課税の根拠

公益法人等に対する非課税規定が制定された当時、議会における質疑や関係資料には、非課税の根拠について、必ずしも明らかにされていない。その根拠については、公益性より、政府の特許主義及び許可主義に基づく準公共法人的性格にあると考える方が納得できる。その論拠を次に掲げたい。

わが国における公益法人等に対する非課税の規定は、明治32年に法人に対する所得課税がされてからである。このとき所得税法5条4号は、「営利を目的としない法人の所得については、所得税を課さない。」こととし、明治29年（1896年）に制定された民法34条の公益法人に限らず、神社、寺院等についても広く非課税とされた。このときの非課税の理由については、「若槻礼次郎政府委員が、衆議院及び貴族院で、その理由について、慈善・教育・商業や寺・病院・慈善事業を行っているものを例に挙げて、営利を目的としない法人に課税をするのは嘉すべきことではなく、また、穏やかでないという考えから課税しないこととし⁽³⁸⁾た。」と説明された程度で、古来からわが国にあった寺社や墓地等に対する非課税の伝統等を議会が尊重した結果ではないかと推測される⁽³⁹⁾。

また、民法制定にかかわった梅謙次郎や富井政章らは、公益に関する法人については「特に政府の取締を要する。」「公益の認定を要する。」ために許可主義を採用したと述べ、また、政府特許主義⁽⁴⁰⁾について「多少煩雑を来し干渉に流るることを免れずと雖も公益的法人に関しては公益を保護すること必要」であることから、許可主義を採用したと述べている。

戦後、シャウプ勧告が大蔵省に権限を与え個別に非課税法人を判断すべきであると勧告したにもかかわらず、公益法人全体を原則非課税のま

ま収益事業課税とした。非課税の根拠については、「公益法人等は、もっぱら公益を目的として設立され、もともと営利を目的としないものであるから、営利を目的として設立された営利法人とはその性格が本質的に異なっている。従って、公益法人等がその本来の事業活動をしていく過程で、多少の利益（剰余金）が生じたとしても、その利益が特定の個人に帰属するようなことがなく、本来の公益目的の事業資金に充てられるのであれば、これについて直ちに法人税を課税する必要はない。」と説明されているが、なぜ公益目的であれば非課税なのか、なぜ非営利であれば非課税なのかという説明はされていない。

ここに、わが国の公益活動が、政府もしくは官庁指導で行われ、それを担う主体としては、行政庁の下請機関的色彩の濃い行政補完型公益法人や公権力の指導・助言のもと特別法等によって設立された事業者団体の濃い特別法型公益法人の占める割合が極めて高いという現実から、非課税の根拠は、公益性というより、準公共法人的性格にあったのだという指摘（石村1992）が説得力を持つのである。

また、「行政補完型公益法人の収益の一部について、これに課税すべきものがあるにもかかわらず、業種追加の立法措置をせず、あるいは既存の業種について限定解釈を行うことによって課税を怠っている。」とする発言（堀田2006）も、準公共法人的性格説を補完する。

さらに、元東京国税不服審判所部長を務めた渡辺淑夫氏は、NPO 法案が1998年3月に衆議院を通過する前年の11月の論文において、「市民活動団体に法人格を与える際、主務官庁等の嚴重なチェックというハードルが存在しないため、少なくとも税法上は、これに一律に公益法人等に準ずる公益的な団体として税制上の非課税特権を与えることは適当でない。」と述べている。

公益法人等に対する伝統的非課税の根拠が、政府の特許主義及び許可主義に基づく準公共法人的性格にあるすれば、非課税の根拠が単に公益目的であるからとか、非営利法人であるから、という理由になることも

やむを得ない。しかし、この流れでは、公益法人等が租税を免除される理論的根拠とは直接関連しない次元で、すなわち行政庁の裁量権で公益性が決定されることになる。個別の特別法にも、公益認定法に明らかにされたような公益性の基準が設けられるよう要望する。

②法人擬制説と法人实在説（法人の本質）からの非課税の根拠⁽⁴⁵⁾

イ 法人擬制説（株主集合体説）による非課税の根拠

「法人擬制説は、法人は株主又は出資者（自然人）の単なる集合体であり、自然人に擬制して法的に認められた人格に過ぎないという考え方である（成松⁽⁴⁶⁾ 2001）。この考え方からは、法人の所得は究極的には個人である株主に帰属し、法人税は株主に支払われる配当に対する所得税の前取りであると解される。法人が利益をすべて配当する場合は法人税を課税する必要はないが、配当を行わず内部留保した場合は課税が繰延べられるため、その所得の一部に経過的に課税しようとするのが法人課税の理由となっている。この場合、法人の所得に法人税を課し、さらに、株主に支払われた配当所得（税引き後の所得から支払われる）に所得税又は法人税を課税することは二重課税となるため、配当を受取った側で「配当控除」又は「受取配当等の益金不算入」制度が設けられている。そのために、法人税法上の「受取配当等の益金不算入」制度は、法人擬制説の立場に立った制度とされ、現行法人税法は法人擬制説の立場を採っているといわれている。

この解釈を公益法人等に当てはめると、利益を配当することが禁止されている公益法人等に対してはもともと法人の所得に対し課税の前取りをする理由はなく、公益法人等が原則非課税であるのは当然とする。」

この非課税の根拠については説得力に欠ける点があると考えられる。法人擬制説では、法人を擬制と考え、法人を構成する個人が課税主体となる。しかし、法人を構成するとされる個人に対しては、所得税法上、公益事業を行う個人であるか否かに分類することなく、個人の1年間に獲得した全ての所得を課税対象として所得税が課せられる。所得税法に

は、個人の公益活動を理由に、非課税とする規定は存在しない。また、利益配当の禁止を理由に公益法人等には所得税の前取りである法人税の課税は必要ないという主張にも、納得しがたい。それでは、法人に帰属する個人に対する給与を低く抑え、法人に留保した資金で個人的経費を賄えば所得税も法人税も免れることになる。これでは、課税主体が存在しない非営利法人の所得は、所有者のいない所得となり、課税の機会が失われてしまう。租税公平の観点から、とても納得のいく説明にはならない。公益目的といっても、民間法人である以上公共サービスを受けていることに間違いはない。法人として何らかの負担は負うべきだと主張したい。

ロ 法人実在説（法人独立主体説）による非課税の根拠

「法人実在説は、法人は法律によって擬制されたものではなく、株主とは別個の独立した経済主体であるという考え方である（成松⁽⁴⁷⁾2001）。この考え方からは、独立した経済主体であれば、その所得に対して課税されるのは当然であることになる。そして、法人から見れば、法人税はコストであり、販売商品等の価格に反映され消費者に転嫁されるものと捉えられる。この立場からは、公益法人等にとっては、公益事業に係る収入には税負担というコストの転嫁が難しく、独自の担税力を見つけることは困難であると説明されている。」

この考え方には、賛同しがたい。独立した経済主体である法人であれば、政府が提供する公共財から利益を受けているのは自明である。何らかの税負担を負うのは当然であると考ええる。コストの転嫁が難しいという理由は説得力に欠ける。むしろ、法人実在説は、公益法人等の所得に対しては原則課税論の根拠にふさわしいとすら考えられる。

③原則非課税とするその他の根拠

「従来、政府が担ってきた、あるいは政府の活動に期待されてきた分野で、その一翼を担い、しかも政府の負担が軽減されるのであるから、民間公益活動が非課税とされるのは当然であろう。また、経済活動から

生じる外部不経済をもって課税の根拠とする考え方に照らしても、逆に大きな外部経済をもたらす民間公益活動はマイナスの租税である補助金の対象となりこそすれ課税すべき理由はない。」(高田高志⁽⁴⁸⁾ 1986)

筆者は、この考えに賛成できない。この論が正しいとするなら、たとえば公務員は政府の活動そのものを実行している人達なので、所得税は免除されるべきという極論も主張されかねない。政府の活動とされてきた分野で政府の負担を軽減している民間企業は多数存在する。私鉄や民営化された国鉄その他の公共交通機関に限らず、ガスや電気など、公共事業を行う法人は、政府そのものが運営する以外は、その公益性にかかわらず法人税が課せられる。公益事業の民営化が進む現代においては、もはや通用しない論であると考えられる。

(2) 金融資産収益に対する非課税の正当性の根拠

金融資産収益に対する非課税規定の正当性にどのような根拠が存在するのかについては、次の4点を挙げ、その根拠の正当性について、考察を加えた。

イ 「金融資産収益については、これを非課税とすることで基本財産の減少が防がれねばならない(高田高志⁽⁴⁹⁾ 1986)。」

この考えについては、あくまで公益法人等の立場からの意見であり、非課税とされる根拠がなんら示されていない。

ロ 「公益法人は、公益事業を執行するために利子・配当等を原資の一部としており、法人税が原則非課税である公益法人にとって、法人税の前払いの必要はない。仮に、源泉徴収がされることになれば、現行税制では、非収益事業に係る源泉徴収税額について、還付請求の手立で(割引債の償還差益に対する源泉徴収税額の還付請求のみ認められている)がなく、したがって、現行の非課税制度を継続すべきである。」

「資金の運用行為自体を金銭貸付業などとの対比から税法上の収益

事業としようという考え方に対して、もともと寄附金や会費等は、その資金運用による利子・配当等の受取権を含めて出捐されたものであり、これを法人税の課税対象とすることは出捐者の意思に反するだけでなく、民間公益活動を阻害する暴論である。((財)公益法人協会・税制対策委員会)」

この非課税正当論は、利子・配当等を原資の一部としているという根拠を主張するが、いつ消費されるかわからない収益を非課税とする根拠としては適切ではないと考える。3章で述べたように、支出時期の自由裁量は、民主的議会による財政統制をないがしろにするものであるといえるからである。また、利子・配当等の受取権を含むとするが、寄付する側の意思の違いによってどちらとも言い切れない。原則非課税であり、法人税の前払いとして源泉徴収所得税の課税の必要はないという考え方に対しては、収益を得るかぎり、公共サービスの提供に対する何らかの負担は負うべきであると考ええる。

ハ 「現行の公益法人等に対する収益事業課税は、民間企業との競合関係を考慮して課税されることとなっている。これを前提とすれば利子・配当等は、競合性がなく、収益事業に該当しないため課税を行う余地はない。したがって、源泉徴収も行うべきでない。公益法人等のうちには、その基金の運用収益により運営されるものも多く、このような法人に利子・配当等の源泉徴収が行われれば、その運営基盤が脅かされるから、考慮すべきである。(上松公雄⁽⁵⁰⁾ 2006)」

この考え方に対しては、競合性がなくとも軽減された所得を資産に組入れ、しかも非課税で運用することには、公益法人等以外の納税者との間に不公平を生じていることは明らかである。公益事業にすべて消費されると考えても、すべて1年以内に消費されるものであるかは不明であることも留意すべきである。

まとめ

以上、本節では、優遇税制が適用される根拠がどのような考え方や解釈に基づいて根拠付けられているのかを考察し、それに批判的検討を試みた。非営利であること、公益性があること、競合性がないこと等を優遇課税の根拠とするが、非営利であること、公益性があること、または、競合性がないことが、なぜ優遇税制適用の根拠になるのか説明がなされていない。非課税が他の納税者の相対的負担を増大させることを正当化できるかを問うには、やはり、非営利法人の活動を分析し、非営利法人課税の原則的取扱を明らかにする必要があると考える。そのうえで、公益法人等に対する非課税が何を基準に行われるべきなのかを明確にすることが、公益性や競合性の根拠となると考える。

V. 結論

第1章と第2章では、現在の公益法人等に対する税制及びNPO法人に対する税制の詳細を理解する基礎を提供している。

第3章では、非営利法人課税の原則的取扱についてまとまった先行研究を紹介しながら検討した。

第4章では、税制調査会の答申等の提言から実際の問題点を検討し、非課税に対する現在の根拠と考えられるものを掲げ、考察を加えた。

この章では、現行税制を踏まえ、第3章の非営利法人活動の分析と第4章における現実の問題点に対する考察から、筆者は以下の結論を導いた。

現時点において、金融資産収益に対する所得税の非課税規定については、認定NPO法人には適用がなく公益法人等については適用があるという歴然とした制度上の違いが存在する。

許可制の元に設立された公益法人等が提供するサービスと民間資金を財源とする認定NPO法人が提供するサービスとは、同等の公益的価値があると評価できるならば、許可制の元に設立された公益法人等に対する課税制度と認定NPO法人に対する課税制度も同等でなければならないと考える。

認定NPO法人に対して、金融資産収益に対する所得税の非課税規定が適用されるよう制度を変更すべきであるという主張もありえる。しかし、第3章第1節で述べたように、公益法人等に対する非課税規定が、他の納税者の相対的負担を増加させることに正当性を見出すことができるのかという視点から考える必要がある。この視点から考えた場合、公益法人等が取得する金融資産に対する収益は、確かに競合性もなく、収益事業にも該当しないが、第4章第1節②で述べたように、運用される金融資産は、収益事業に対する課税の軽減と所得税の非課税が二重に適用された後の所得から生じた資産の運用となるため、いずれ公益に使用されると説明されても、他の納税者の相対的負担を増加させることに正当性があるとは考えにくい。また、「使途が公益活動である支出に対する免税が公益活動の内容の決定権限を私人に授権するものであるのに対し、内部留保の免税は公益活動の支出の時期について私人の自由裁量に委ねるものである。」と指摘されるように、支出時期の自由裁量を私人に委ねることは、民主的議会制度における財政統制の空洞化を招くことにつながり、法制度の及ばない領域を作ることになると考えられる。

このように考察すると、認定NPO法人に対して所得税の非課税規定が適用されていないことに正当性がある、むしろ、過去の歴史的な制度として残ってきた非課税制度が、財政統制の空洞化を生んできた遺物であるといえる。法律の及ばない領域を放置しておくことは、租税公平性の観点から見過ごすわけにはいかない。

したがって、公益法人等が取得する金融資産収益に対する所得税の非課税規定は、廃止すべきである。

【注】

- (1) 第2章第3節1を参照。
- (2) 渡辺淑夫『公益法人課税の理論と実務』（財経詳報社，平成6年10月）7.8頁
- (3) 法人税法基本通達15-1-2
- (4) 法人税法施行令5条
- (5) 法人税法第66条第1項
- (6) 法人税法第66条第3項
- (7) 武田昌輔『詳解公益法人課税』（全国公益法人協会，平成12年9月）310頁
- (8) 渡辺淑夫『公益法人課税の理論と実務』（財経詳報社，平成6年10月）218頁
- (9) 前掲注7，武田（平成12年9月）276頁
- (10) 所得税法5条3項，7条1項4号
- (11) 所得税法212条3項
- (12) 植松守雄『4訂版 注解 所得税法』（大蔵財務協会，平成17年1月）26，27頁
- (13) 法人税法68条1項
- (14) 所得税法別表第1第1号に掲げる公共法人等
- (15) 所得税法第11条
- (16) 所得税法第11条
- (17) 三木秀夫，岡村英恵，中務裕之，荒木康弘，長井庸子「NPO法人の設立と運営 Q&A」清文社，2005
- (18) ①営利を目的としない②社員が10人以上存在する③社員の資格の得喪に関し不当な条件を付さない④報酬を受ける役員が役員総数の3分の1以下である⑤宗教活動，政治活動，特定の公職の候補者等又は政党等を支持・反対する活動を主たる目的としないことである。
- (19) NPO法第2条（定義）2項
- (20) NPO法第2条（定義）2項①保健・医療又は福祉の増進，②社会教育の推進，③まちづくりの推進，④学術・文化・芸術又はスポーツの振興，⑤環境の保全，⑥災害救援，⑦地域安全，⑧人権の擁護又は平和の推進，⑨国際協力，⑩男女共同参画社会の形成の促進，⑪子どもの健全育成，⑫情報化社会の発展，⑬科学技術の振興，⑭経済活動の活性化，⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援，⑯消費者の保護，⑰上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助，の各活動
- (21) NPO法第2条（定義）1項
- (22) 法人税法第2条第6号・公益法人等の定義
- (23) NPO法第46条
- (24) 法人税法第37条第4項，第5項
- (25) 法人税法第66条第1項，第2項

- (26) 赤塚和俊『NPO 法人の税務』(花伝社, 2002.12) 30頁
- (27) 措置法68条の6
- (28) 措置法66条の11の2, 3項
- (29) イ 宗教活動, 政治活動, 特定の公職者又は政党を推薦・支持又は反対する活動を行っていないこと。ロ 役員, 社員又は寄付者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした者等に寄付を行っていないこと。ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上であること。ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。ホ 助成金の支給を行った場合には, 事後に一定の書類を国税庁長官に提出していること。ヘ 海外への送金又は金銭の持出(200万円以下のものを除く)を行う場合には, 事前に一定の書類を国税庁に提出していること(災害援助等の場合には, 事後遅滞なく一定の書類を国税庁長官に提出)。
- (30) 措置法66条の11の2, 1項
- (31) 藤谷武史「非営利法人の所得課税-機能的分析の試み-」ジュリスト No 1265 (2004.1) 123-13頁
- (32) 金子宏「租税法における所得概念の構成」(『所得概念の研究』有斐閣, 1996) 114頁には, 「何らかの原理によって納税者相互間の利害対立を調整しない限り, 租税制度は弱肉強食の世界となり, 無秩序と混乱がそれを支配することになろう。公平負担の観念は, このような納税者集団相互間の利害の対立を合理的に調整するための原理としては, おそらく考えられる唯一のもの」と指摘されている。
- (33) 利他とは, 広辞苑によると, 自分を犠牲にして他人に利益を与えること他人の幸福を願うことである。
- (34) 一方, 寄附金控除が得られない寄附金については, 拠出者の税引後所得であるから, 株式の払込金と同じで, これが事業に投入されても不公正競争の問題は生じない。
- (35) 両宮孝子「3章 日本の非営利法人制度の現状」塚本一郎・古川俊一・両宮孝子『NPOと新しい社会デザイン』(同文館出版, 平成16年12月) 89頁
- (36) 知原信良「非営利組織の課税問題」ジュリスト No 1261 (2004.2) 175-183頁
- (37) 財団法人である病院は, 同じ医療活動を行ってもその収入は非課税であり, また, 医療生活協同組合は, 22%の軽減税率が適用されている。一般の医療法人が行う医療活動については, 普通法人としての30%の税率が適用される。
- (38) 朝永英樹「法人所得の意義と法人税の納税義務者に関する基本的な考え方」税大論叢(51号) 32頁
- (39) 石村耕治『日米の公益法人課税法の構造』(成文堂, 平成4年11月) 85頁
- (40) 「民法制定にかかわった梅謙次郎の教科書に寄れば, 既に規定のあった明

治11年の社寺取扱概則や明治19年の諸学校通則なども政府特許主義を採用していた。」雨宮孝子「民法100年と公益法人制度」公益法人（1998，8）10-15頁

- (41) 渡辺淑夫『公益法人課税の理論と実務』（財経詳報社，平成6年10月）7，8頁
- (42) 石村耕治『日米の公益法人課税法の構造』（成文堂，平成4年11月）85頁
- (43) 堀田力「公益法人税制改革の問題点とあり方」税研（2006，1）36頁
- (44) 渡辺淑夫「市民活動団体の法人化に伴う税制上の問題点と国際比較に関する一考案」青山経営論第32巻3号（1997，11）
- (45) 山下徳夫「中間法人創設と法人課税のあり方」税務大学校『税大論叢第40号』（2002年）158-160頁を参照。
- (46) 成松洋一『法人税セミナー』（税務経理協会，平成13年6月）2頁
- (47) 前掲注46，成松（平成13年6月）2頁
- (48) 橋本徹・古田精司・本間正明『公益法人の活動と税制』（清文社，昭和61年10月）39頁
- (49) 前掲注48，橋本・古田・本間（昭和61年10月）40頁
- (50) 上松公雄「非営利法人課税研究特別委員会最終報告」税務会計研究学会『税務会計研究・第16号平成17年-中小会社会計基準と税務会計-』（第一法規，H17.9）212頁